

公 告

4 0 6 会 公 告 第 1 1 8 号
令和 6 年 9 月 11 日

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

一 般 競 争 入 札 に つ い て 、 下 記 の と お り 公 告 す る 。

1 一 般 競 争 に 付 す る 事 項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
鉄ほか6件	内訳書のとおり			

(2) 引 取 完 了 期 限 代金納付の日から5日以内 (令 和 6 年 11 月 15 日 までに搬出)

(3) 引 取 場 所 相馬原駐屯地、新町駐屯地

2 入 札 参 加 資 格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予算令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(6) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」の「C等級以上」に格付され競争参加地域が、関東・甲信越で本年度資格を有する者であること。

(7) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。

3 適 用 す る 契 約 条 項

不用物品売払い契約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

4 契 約 条 項 を 示 す 場 所 第406会計隊、第406会計隊新町連絡班、1号隊舎1Fロビー
東部方面会計隊ホームページ: www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin

5 現 場 説 明 会

実施しない。ただし現場確認を希望するものには個別に対応するので、事前に調整すること。

6 入 札

(1) 入 札 日 時 令 和 6 年 9 月 26 日 (木) 10:00

(2) 入 札 会 場 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3F 会計隊商議室

7 入 札 条 件

(1) 入 札 金 額 「消費税抜き価格」で標記すること。

(2) 郵便による入札 封書に**会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中**と明記した上、**入札前日の17時までに部隊必着**とする。また、事前に郵送による入札を行う場合は、その旨を必ず担当の「飯田」に**直接**連絡し確認を受けるものとする。

郵便入札により参加した場合の入札会場での立会とは可とする。

(3) 再 度 入 札 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。

ただし初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、別示とする。

8 落 札 決 定 方 法

(1) 総額で、当隊所定の予定価格以上で最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 保 証 金

(1) 入 札 保 証 金 免 除

(2) 契 約 保 証 金 免 除

違 約 金

(1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上を徴収する。

(2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

- 11 入 札 の 無 効
- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
 - (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
 - (3) 電信、電話、ファックス等による入札
 - (4) その他入札に関する条件に違反した場合
 - (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- 12 契 約 書 の 作 成 落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成するものとする。
- 13 代 金 納 入
代 金 納 付 期 限 令和6年11月15日
- 14 そ の 他
- (1) 委 任 状 代表者印の無い入札書で入札する場合は、入札時に委任状を提出。
 - (2) 提 出 書 類 入札時に全省庁統一資格の資格審査結果通知(写)を提出。
 - (3) 許 可 の 必 要 当該売払**部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要です。**

書類等業務連絡先 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊 契約班(担当:飯田) 電話0279-54-2011(内線2343) **FAX0279-54-6960**

引取現場調整先 相馬原駐屯地業務隊補給科(担当:島村 内線2324)
新町駐屯地業務隊補給科(担当:山田 電話0274-42-1121 内線436)